

# 柴田町制限付一般競争入札公告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年9月30日

柴田町長 滝 口 茂（公印省略）

## 1. 入札に付する工事

- (1) 工事番号 一般 第6号
- (2) 工事名 平成21年度 第18A区集会所新築工事
- (3) 施工場所 柴田町大字四日市場字原前 地内
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成22年2月28日まで
- (5) 工事概要 ・既存集会所解体（木造平屋建） $A = 130.41\text{m}^2$   
・集会所新築工事 構造：木造平屋建  
規模：建築面積  $A = 202.056\text{m}^2$   
延床面積  $A = 178.870\text{m}^2$   
・工事範囲：建築・電気設備・機械設備工事  $N = 1$ 式
- (6) 支払条件 前払い 有 支払限度額 契約額の40%以内

## 2. 入札参加資格

- (1) 平成21・22年度柴田町競争入札参加資格の承認を受けていること。
- (2) 柴田町内に本店又は営業所を有すること。
- (3) 柴田町から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について完納していること。
- (5) 建設業法第3条第1項に規定する許可を受けているとともに、同項に規定する営業所を宮城県内に有する者であること。
- (6) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「建築一式」の総合評点が400点以上であること。
- (7) 平成11年度以降宮城県又は宮城県内市町村が発注する、同規模の「建築一式」の工事を元請として施行した実績があること（共同企業体の場合は代表者としての実績に限る）。
- (8) 専任の監理技術者又は主任技術者及び現場代理人等の必要な人員を配置できること。
- (9) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

入札参加希望者は現場説明書等複写確認票を企画財政課に提出すること。

（提出がない場合は、入札に参加出来ません）

## 3. 入札手続き等

- (1) 閲覧期間 平成21年10月2日から平成21年10月13日まで（土・日曜日及び祝日を除く）

毎日午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 閲覧場所 柴田町役場 2階 企画財政課契約財産班 内

(3) 設計図書等の複写

入札参加希望者は、下記の場所において設計図書等を有料にて複写すること。

（ただし事前予約を必要とする）

柴田町船岡中央2丁目6番2号

有限会社 水上商店 電話 0224 - 55 - 4122

(4) 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入し、企画財政課契約財産班へ提出（FAX可）すること。

質問の受付期間

・平成21年10月2日から平成21年10月9日午後3時まで

回答書の日時

・平成21年10月14日午後3時以降

質問があった場合は、全社にFAXで回答する。

(5) 入札参加の申請等

提出書類

- イ．制限付一般競争入札参加申請書（様式1）
- ロ．入札参加資格審査資料（様式1資料）
- ハ．建設業許可書の写し
- ニ．経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ホ．納税証明書の写し（未納がない確認ができるもの）
- ヘ．返信用封筒（80円切手貼付、住所及び名称記載）
- ト．現場説明書等複写確認票（閲覧期間中とする）

申請書の交付

交付期間及び場所

- ・平成21年10月2日から平成21年10月6日まで（土・日曜日及び祝日を除く）
- ・毎日午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）
- ・柴田町役場 2階 企画財政課契約財産班 内

申請書の受付

受付期間及び場所

- ・平成21年10月2日から平成21年10月9日まで
- ・毎日午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く）
- ・柴田町役場 2階 企画財政課契約財産班 内
- ・郵送による申請書の受付は認めない

申請書提出部数

- ・正本1部とする。

申請書提出先

- ・柴田町役場 2階 企画財政課契約財産班に持参するものとする。

#### 4．参加資格の審査等

入札参加資格の適格、不適格について平成21年10月15日に入札参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

## 5. 入札に関する事項

### (1) 入札執行の日時及び場所

日 時

平成21年10月21日(水) 午後2時15分

場 所

柴田町役場 保健センター 3階 講習室

### (2) 入札保証金は免除とする。

### (3) 電報及び郵送による入札は認めない。

### (4) 入札参加者は、誓約書及び入札参加資格審査結果通知書(原本)を持参すること。

### (5) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。

### (6) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。

### (7) 工事費内訳書の提出について

入札参加者は、初度の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。用紙については、日本工業規格A列4番とする。

### (8) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするもので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに制限付一般競争入札参加心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。

## 6. 落札者の決定等

### (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲で、最低の価格の入札をした者を落札者とする。また、初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

### (2) 入札執行の回数は、2回を限度とする。

### (3) 上記の入札の結果、落札者が決定しない場合は、最低入札者と随意契約による契約を折衝するものとする。

## 7. 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。詳細は、別冊契約保証に関する説明事項のとおりとする。

## 8．契約の締結

- (1) 落札者の決定後、この入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

## 9．その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読のうえ遵守すること。
- (2) その他不明の点については、下記に照会のこと。

宮城県柴田郡柴田町船岡中央2丁目3番45号

柴田町役場 企画財政課 契約財産班

電話：0224(54)2111 内線222

FAX：0224(55)4172